

事務連絡
平成22年8月18日

各都道府県教育委員会
免許事務担当者様

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に係る解釈変更点について

文部科学省初等中等教育局教職員課免許係

教職課程の運営及び質の向上について、平素よりご尽力いただきありがとうございます。

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に係る解釈につきまして、別紙のとおり変更を行っておりますので、御連絡いたします。

なお、本変更に伴い、「教員免許ハンドブック」(第一法規発行)の「解釈事例編」に掲載されているQ Aも別紙のとおり変更されております。

今後は、本解釈に沿った取扱いをお願いいたします。

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までメールでご連絡下さい。

本件担当:
文部科学省初等中等教育局教職員課免許係
電話:03-5253-4111(内線2451、2453)
E-MAIL:menkyo@mext.go.jp

教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に係る解釈変更点について

(※ 特段変更理由が書かれていないのは、文言どおりの解釈とした場合である)

平成20年に変更になったもの

I. 教育職員免許法関係

1. 新しい問が追加されたもの

(※ 免許事務担当者会議の回答がハンドブックに追加されたもの。ハンドブックへの追加にあたり回答が変更されたもののみを掲載)

(1) 養護教諭免許状又は栄養教諭免許状を取得する場合の単位の流用について

① 概要

従来は、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状及び栄養教諭免許状を有する者が、養護教諭免許状を取得する場合、免許法施行規則第10条表備考第3号及び第4号のどちらか一方の流用規定しか適用できないとされていた。

しかし、これら両方の流用規定の適用を妨げる特段の規定が存在しない以上、両方の規定を適用できると解するのが適当である。

同様に、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許及び養護教諭免許を持つ者が、栄養教諭免許状を取得する場合、免許法施行規則第10条の4表備考第1号及び第2号の両方の規定を適用することとした。

② ハンドブックに追加された問

(P. 334下段)

[教育職員免許法別表第2、第2の2関係 (施行規則第10条の表備考第3、4号、10条の4表備考第1、2号関係)]

◎栄養教諭免許状取得の場合の単位の流用

Q 栄養教諭免許状が新設されたことに伴い、他の学校種や養護教諭免許状の単位を流用することができることとなったが、次の取り扱いが可能か確認したい

① 養護教諭免許状を取得する場合は、他の学校種免許と栄養教諭免許の両方を取得した者は、両方の単位を同時に流用できるか。

例として、1種免許取得には、生徒指導の科目が4単位必要だが、他の学校種免許は2単位まで流用でき、栄養教諭免許は4単位まで流用できる。

それぞれの免許取得時に異なる単位を修得した場合は、同時に6単位流用可能か。可能な場合、6単位のうち4単位は生徒指導とし、残り2単位は「養護又は教職に関する科目」として使用できるか。

② 栄養教諭免許状を取得する場合は、他の学校種免許と養護教諭免許の両方を取得した者は、両方の単位を同時に流用できるか。

例として、1種免許取得には、生徒指導の科目が4単位必要だが、他の学校種免許は2単位まで流用でき、養護教諭免許は4単位まで流用できる。

それぞれの免許取得時に異なる単位を修得した場合は、同時に6単位流用可能か。

- A ① 施行規則第10条表備考第3号及び第4号の両方を適用できる。
② 施行規則第10条の4表備考第1号及び第2号の両方を適用できる。

③ 従来の解釈（免許事務担当者会議の回答）

平成17年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議教員免許制度に関する都道府県からの質疑事項への回答〔2回目〕

問2 [教育職員免許法別表第2、第2の2関係（施行規則第10条の表備考第3、4号、10条の4表備考第1、2号関係）]

栄養教諭免許状が新設されたことに伴い、他の学校種や養護教諭免許状の単位を流用することができることとなつたが、次の取り扱いが可能か確認したい。（北海道）

① 養護教諭免許状を取得する場合は、他の学校種免許と栄養教諭免許の両方を取得した者は、両方の単位を同時に流用できるか。

例として、1種免許取得には、生徒指導の科目が4単位必要だが、他の学校種免許は2単位まで流用でき、栄養教諭免許は4単位まで流用できる。

それぞれの免許取得時に異なる単位を修得した場合は、同時に6単位流用可能か。

可能な場合、6単位のうち4単位は生徒指導とし、残り2単位は「養護又は教職に関する科目」として使用できるか。

答 どちらか一方の流用規定しか使用することは出来ない。

② 栄養教諭免許状を取得する場合は、他の学校種免許と養護教諭免許の両方を取得した者は、両方の単位を同時に流用できるか。

例として、1種免許取得には、生徒指導の科目が4単位必要だが、他の学校種免許は2単位まで流用でき、養護教諭免許は4単位まで流用できる。

それぞれの免許取得時に異なる単位を修得した場合は、同時に6単位流用可能か。

答 どちらか一方の流用規定しか使用することは出来ない。

（2）中学校教諭免許状を有する者が別表第8により小2種免を取得する場合

① 概要

中学校教諭免許状を有する者が、別表第8により小学校教諭二種免許状を取得しようとする場合、各教科の指導法の単位の修得方法は、施行規則第18条の2備考第2号に定めるとおり、有する中学校教諭免許状の免許教科に相当する教科の指導法を除くこととされているが、従来は、在職経験のある免許教科の指導法のみを除けばよいと解されていた。

しかし、法令上そのような限定は規定されていないため、複数の教科の中学校教諭免許状を所持している場合には、所持するすべての免許状の免許教科の指導法を除く必要があることとした。

② ハンドブックに追加された問

(P. 463上段)

[教育職員免許法別表第8関係]

◎各教科の指導法の単位

Q 中普免を有する者が、別表第8により小二種免を取得しようとする場合、施行規則第18条の2に定めるとおり、当該中普免の免許教科に相当する教科の指導法を除くこととされているが、除く教科は、3年以上の在職年数がある教科に限定せず、有する免許教科全てであるのか。例えば、2つの免許教科の中普免を有しているが、3年以上の在職年数があるのは1つの免許教科にかかる在職年数である場合、在職年数がない免許教科に相当教科の指導法も除くと解するのか。

A この場合、有する中普免の免許教科全てである。

よって、事例の場合、当該2つの免許教科それぞれに相当する教科の指導法を除く。

③ 従来の解釈（免許事務担当者会議の回答）

平成14年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議（第2回）質疑事項

法第6条別表第8関係

問20 各教科の指導法の単位について（長野県）

中学校教諭免許状を有する者が6条別表第8により小学校教諭二種免許状を取得しようとする場合、「各教科の指導法」の単位については中学校の免許教科を除くこととされているが、除く教科は3年以上の在職年数がある教科に限定せず、有する免許教科全てであるのか。中学校教諭免許状を2教科有しているが3年以上の在職年数があるのは1教科のみである場合、在職年数がない教科の指導法も除くと解してよいか。

答 在職年数がある教科について除くものと解する。

なお、趣旨としては、幅広く各教科の指導法を修得することにあることから、

保有免許教科以外の教科の指導法の修得が望ましい。

(3) 高等学校教諭一種免許状を有する者が別表第8により中学校教諭二種免許状を取得する場合の単位の内訳について

① 概要

- ・ 高等学校教諭一種免許状（理科）を有する者が、別表第8を適用して中学校教諭二種免許状（理科）を取得しようとする場合、教科又は教職に関する科目の修得方法は、「物理学実験（コンピュータ活用を含む。）、化学実験（コンピュータ活用を含む。）、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）及び地学実験（コンピュータ活用を含む。）のうち三以上の科目についてそれぞれ一単位以上」修得するものとするとされている（施行規則第18条の2の表備考第3号）が、ここで修得する科目については、高等学校教諭一種免許状の取得時に修得していない実験科目に限られないこととした（以下の問中①）。（従前の回答では、高等学校教諭一種免許状の取得時に修得していない実験科目を修得することとしていた。）
- ・ 中学校教諭一種免許状（社会）を有する者が、別表第8を適用して高等学校教諭二種免許状（公民）を取得しようとする場合、「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」「社会学、経済学（国際経済を含む。）」「哲学、倫理学、宗教学、心理学」についてそれぞれ1単位以上を修得するものとされている。この場合の修得方法については、3つの科目群（「」：科目群）から、それぞれ1科目以上を選択することを明確に示した（以下の問中⑥）。（従前の回答では、全8科目から1科目以上を自由に選択し、1単位以上を修得するとされていた。）
- ・ 中学校一種免許状（家庭）を有する者が、別表第8を適用して高等学校一種免許状（家庭）を取得しようとする場合、住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・機械及び情報処理の3科目についてそれぞれ1単位以上の修得が必要であるが、ここで修得すべき科目については、中学校教諭一種免許状の取得時に修得していない科目に限られない（以下の問中⑥）。（従前の回答では、中学校教諭一種免許状の取得時に修得していない実験科目を修得することとしていた。）

② ハンドブックに追加された問

(P. 474前段)

〔教育職員免許法別表第8及び施行規則第18条の2表備考第3号関係〕

- ◎別表第八で免許状を取得する場合の「教科又は教職に関する科目」の単位の修得方法

Q 「教科又は教職に関する科目」の修得方法については、施行規則第18条の2の表備考第3号で、中学校と高等学校の「教科に関する科目」の履修方法

の違いにより、「〇〇について1単位以上を修得するものとし」とあるが、平成14年免許法改正からこれまでの解釈によると、「望ましい」や「原則として含む必要がある」などとなっていたので、次のとおりで良いか確認したい。

ア (略)

イ 「教科に関する科目」毎の考え方

① 高一種免（理科）→中二種免（理科）

3以上の科目について、それぞれ1単位以上となっているが、高一種免取得時に、未修得の実験科目を必ず含めて修得する。

※ 高一種免取得時は、「物理学実験（コンピュータ活用を含む）、化学実験（コンピュータ活用を含む）、生物学実験（コンピュータ活用を含む）地学実験（コンピュータ活用を含む）」の4科目から1科目を自由に選択して修得すれば高一種免取得可能。

②～④ (略)

⑤ 中一種免（社会）→高一種免（公民）

「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」の3つの科目群（「：科目群）から、それぞれ1科目以上を自由に選択し、1単位以上を修得する。

⑥ 中一種免（家庭）→高一種免（家庭）

住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・機械及び情報処理の3科目は、それぞれ1単位以上を修得するが、中一種免取得時に修得していない科目をそれぞれ1単位以上を修得する。

A

ア (略)

イ

① 必ず含めなければならないというわけではない。

②～④ (略)

⑤ 貴見のとおり。

⑥ 中一種免（家庭）の取得時に修得していない科目を、高一種免（家庭）取得時に必ず修得しなければならないというわけではない。

③ 従来の解釈（免許事務担当者会議の回答）

平成18年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議

問34 教育職員免許法別表第8、教育職員免許法施行規則第18条の2表備考第3号関係（北海道）

「教科又は教職に関する科目」の修得方法については、備考第3号で中学校と高等学校の「教科に関する科目」の履修方法の違いにより、〇〇についてそれぞ

れ1単位以上××単位を修得する等の調整が図られているが、平成14年からこれまでの都道府県免許事務担当者会議の回答によると、望ましいや原則として含む必要があるとなっていたので、次のとおりで良いか確認したい。

ア (略)

イ 「教科に関する科目」毎の考え方

① 高等学校1種免許状（理科）→中学校二種免許状（理科）

3以上の実験の科目について、それぞれ1単位以上となっているが、高校免許取得時に未修得の実験科目を必ず含めて修得する。

※ 高校免許取得時は、「物理学実験（コンピュータ活用を含む）、化学実験（コンピュータ活用を含む）、生物学実験（コンピュータ活用を含む）、地学実験（コンピュータ活用を含む）」の4科目から1科目を自由に選択して修得し免許取得可能。

②～④ (略)

⑤ 中学校1種免許状（社会）→高等学校1種免許状（公民）

「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際政治を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」と規定されている全8科目から1科目以上を自由に選択し、1単位以上を修得する。

⑥ 中学校1種免許状（家庭）→高等学校1種免許状（家庭）

住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・機械及び情報処理の3科目は、それぞれ1単位以上を修得するが、中学校で修得していない科目をそれぞれ1単位以上を修得する。

A 平成12年改正法後に中学校免許を取得した場合

() 書きのうちの、製図を含む、家庭看護を含む科目を1単位以上修得

家庭電気・機械及び情報処理を1単位以上修得

B 平成12年改正法前に中学校免許を取得している場合

住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）、家庭電気・機械を修得しているため、情報処理の科目についてのみ1単位以上修得する。

答 ① 貴見のとおり。

②～④ (略)

⑤ 貴見のとおり。

⑥ A、Bいずれも貴見のとおり。なお、既に、平成12年改正規則の附則において、旧施行規則に基づき修得した科目の単位については、新施行規則に基づき修得した科目の単位とみなされている。

2. ハンドブックの回答が変更されたもの

- 別表第2で免許状を取得する場合の施行規則第66条の6の科目の修得の必要性について

① 概要

従来は、別表第2において、二種免許状に係る口及びハの項に基づき免許状を授与する場合には、別表第1備考第4号は適用されず、施行規則第66条の6に定める科目の単位の修得は必要ないこととされていた。

しかし、別表第1備考第4号には、「別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。」と規定されており、イ～ハの各項を特に区別する規定はない。

このため、別表第2第2欄の二種免許状に係る口・ハを基礎資格にして養護教諭の免許状を取得しようとする場合にも、別表第1備考第4号が適用され、施行規則第66条の6に定める科目の単位を修得しなければならないこととした。

② ハンドブックの問の修正

(P. 292上段)

[教育職員免許法別表第1備考第4号関係]

- ◎別表第二で単位の修得を要しない場合の「日本国憲法」等の科目の単位の取扱い

変更後	変更前
<p>Q 別表第2で単位の修得を要しない場合の「日本国憲法」等の科目の単位の取扱い</p> <p>別表第1備考第4号には、「…(別表第2…の場合においても同様とする。)」とあるが、別表第2により養護教諭普通免許状の授与を受けようとする場合の適用は、下記(ア)(イ)のいずれによるのか。</p> <p>(ア) 別表第2の第2欄に掲げる基礎資格のすべてに適用がある。</p> <p>(イ) 別表第2の第2欄に掲げる基礎資格のうち、修得することを要するとされる専修免、一種免イ、口、ハ及び二種免許状イの場合に適用する。</p>	<p>Q 別表第2で単位の修得を要しない場合の「日本国憲法」等の科目の単位の取扱い</p> <p>別表第1備考第4号には、「(別表第2…の場合においても同様とする。)」とあるが、別表第2により養護教諭普通免許状の授与を受けようとする場合の適用は下記のいずれによるのが適当か。</p> <p>(ア) 別表第2の第2欄に掲げる基礎資格のすべてに適用がある。</p> <p>(イ) 別表第2の第2欄に掲げる基礎資格のうち、修得することを要するとされる専修免、一種免イ、口、ハ及び二種免許状イの場合に適用する。</p>
A <u>(ア)による。</u>	A 別表第2において、二種免許状に係る口及びハの項に基づき免許状を授与する場合の要件は、大学、養護教

諭養成機関における単位修得を前提としたものではない。したがって、この場合、「日本国憲法」及び「体育」の単位修得は要さず、選択肢（イ）によることとなる。

※ 上記と同様の趣旨により、以下の問が削除された。（平成22年の追録で削除）

(P. 334)

[教育職員免許法別表第2関係]

◎別表第2における二種免許状の基礎資格により養教二種免許取得者の養教一種免への上進と施行規則第66条の6に定める科目

Q 保健師免許を有することにより養教二種免を取得した者が、大学等に編入学し、養教一種免のイと養教二種免のイの差の単位を修得し、養教一種免を取得する際、免許法施行規則第66条の6に定める単位については修得する必要があるか。

A 保健師免許を有することをもって養教二種免を取得している者は、施行規則第66条の6に定める単位を修得していないため、改めて当該科目の単位を修得しなければならない。

II. 教育職員免許法施行規則関係

1. 新しい問が追加されたもの

(1) 施行規則18条の2表の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の修得方法について

① 概要

施行規則18条の2表の教職に関する科目の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については、施行規則第6条において「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」に含めることが必要な事項（生徒指導の理論及び方法、教育相談、進路指導の理論及び方法）のいずれかの内容を含めていれば良いとされていた。

しかしながら、教職に関する科目の内容は施行規則第6条に規定する内容を基本とすべきであり、施行規則18条の2表における「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については、必要な全ての事項（生徒指導の理論及び方法、教育相談、進路指導の理論及び方法）を含めなければならないと解する。

② ハンドブックに追加された問

(P. 614下段)

[教育職員免許法施行規則第18条の2関係]

◎学校種が異なる場合の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の修得について

Q 教職に関する科目の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については、施行規則第6条の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」に含めが必要な事項であれば、どの事項を取得しても構わないか。

A 全ての事項（生徒指導、教育相談、進路指導）を含めなければならないものと解する。

③ 従来の解釈（免許事務担当者会議の回答）

平成14年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議質疑事項等

問28 学校種が異なる場合の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」の修得について（新潟県）

教職に関する科目中「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」については、施行規則第6条の「生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目」に含めることが必要な事項であれば、どの事項を取得しても構わないか。

答 貴見のとおり。

(2) 施行規則第18条の2表備考第3号の「教科又は教職に関する科目」の修得方法

① 概要

法別表第8により、高等学校教諭免許状を有する者が中学校教諭免許状を取得又は中学校教諭免許状を有する者が高等学校教諭免許状を取得するとき、「教科又は教職に関する科目」については施行規則第18条の2表備考第3号により一定の「教科に関する科目」を修得するよう規定されているが、この場合、修得する科目については、括弧書きの内容も含めて修得しなければならないとの趣旨を明確にした。

(従前の回答では、「原則として含む必要がある」という回答にとどまっていた。)

② ハンドブックに追加された問

(P. 617下段)

[教育職員免許法施行規則施行規則第18条の2備考第3号関係]

◎教科に関する科目の修得内容（括弧書きの部分）について

Q 中免・高免で違いがある免許教科は、「教科又は教職に関する科目」について定められた「教科に関する科目」を修得するよう規定されている。

この場合、「…1単位以上を修得するもの」ということであれば、括弧書きの内容（例：(○○を含む。)）などは含まれない場合があると思われる。修得を要する科目の内容（事項）全てを満たすように修得する必要はなく、その一部でも修得されればよいのか。

A 選択した科目については、括弧書きの内容を含めなければならない。

③ 従来の解釈（免許事務担当者会議の回答）

平成14年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議質疑事項等

施行規則第18条の2備考第3号関係

問32 教科に関する科目の修得内容（括弧書きの部分）について（北海道）

中高で違いがある教科は、「教科又は教職に関する科目」について、定められた「教科に関する科目」を取得するよう規定されている。その場合、1単位以上の習得ということであれば、括弧書きの内容などは含まれない場合があると思われる。習得を要する科目の内容すべてを満たすよう習得する必要はなく、その一部でも習得されればよいのか。

答 選択した科目については、原則として括弧書きの内容を含む必要がある。

(3) 施行規則第66条の2第1号「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者」の解釈

① 概要

施行規則第66条の2第1号中の「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者」については、従来は、1つの大学に継続して2年以上在学することを要するとされていた。

しかし、1つの大学での在学期間でなければならない旨の特段の規定は無いことから、複数の大学に在籍していた者の場合であっても、複数の期間を通算して2年以上の在学期間があれば、当該規定が適用されることとした。

② ハンドブックに追加された問

(P. 635上段)

[教育職員免許法施行規則第66条の2関係]

◎在籍期間の通算

Q 文部科学大臣が短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者と同等以上の資格を有すると認める要件として、施行規則第66条の2第1号中「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者」について、複数の大学に在籍していた者の場合は、複数期間を通算して考えてよいのか。

A 御見解のとおりと解する。

③ 従来の解釈（免許事務担当者会議の回答）

平成16年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議（第2回）質疑事項

【施行規則第66条の2関係】

問42 在籍期間の通算について（宮城県）

準学士の称号を有する者と同等以上の資格を有すると認められる要件の、「大学に2年以上在学し、62単位以上を修得」について、複数の大学に在籍していた者の場合は、複数期間を通算して考えてもよいのか。

答 準学士の称号と同等以上の資格としては、一つの大学に継続して2年以上在学することを要するものと解する。

平成22年に変更になったもの

※ すべて回答の変更

I. 教育職員免許法関係

(1) 相当免許状の範囲

① 概要

これまで、水産、農業等の教科の特定の科目の担当教員については、必ずしも教科に対応する免許状を有する必要はなく、担当する科目に関連した分野を専攻して免許状を取得していれば差し支えないとされていた。

しかし、このような取扱いは、免許法第3条の第1項の相当免許状主義に照らして根拠を欠くものであるため、担当する教科に相当する免許状を有することを必要とすることとした（これに伴い、今後、相当する教科の免許状を有しない者を充てる場合においては、免許外教科担任の申請を行うことが必要となる（※ 現在、相当する教科の免許状を有しない者を充てている場合には、来年度からは当該申請が必要である）。

② ハンドブックの問の修正

(P. 7下段)

[教育職員免許法第3条第1項関係]

◎数学の免許状所有者の工業数理担任の可否

変更後	変更前
Q 数学の教科についての高等学校の教諭の免許状を所有する者は、工業高等学校の「工業数理」を担任することができると解するがどうか。	Q 数学の教科についての高等学校の教諭の免許状を所有する者は、工業高等学校の「工業数理」を担任することができると解するがどうか。
A <u>数学の教科についての高等学校の教諭の免許状を所有している者は、工業高等学校の数学の教科について担任することは可能であるが、「工業数理」が数学以外の教科の科目であれば、免許外教科担任の許可がなければ担任することができない。</u>	A <u>御見解のとおり。</u>

(※ P. 8上段、P. 9上段・下段、P. 14下段、P. 16上段、P. 17下段の以下の問は削除することとした)

8頁

[教育職員免許法第3条第1項関係]

◎家庭の免許状所有者の農家経営担任の可否

Q 農業高校の生活科における「農家経営」の科目の授業を、家庭の教科についての高等学校教諭の免許状所有者に担当させてもさしつかえないか。

A 農家経営に関する科目の単位を修得して、家庭の教科についての高等学校の教員の免許状の授与を受けた教員であれば、農家経営の科目の授業を担当することはさしつかえない。

9頁

[教育職員免許法第3条第1項関係]

◎科目の担任と所有免許状の関係

Q 一 水産高校において「航海」、「運用」等の科目を教授する教員として商船の免許状所持者を発令することができるか。また、「水産機関」、「漁船機関」、「機関設計工作」、「舶用電機」、「無線通信」の科目を教授する教員として工業の免許状所有者を発令することはどうか。

二 農林高校において「農業機械」、「農林測量」、「森林土木」、「農業工作」等の科目を教授する教員として工業の免許状所持者を発令することができるか。

A それぞれの科目に関する科目の単位を修得して教員免許状の授与を受けるか又は、それぞれの科目の属する分野を専攻して教員免許状の授与を受けた者であれば差し支えない。

9頁

[教育職員免許法第3条第1項関係]

◎科目の担任と所有免許状の関係

Q 次の科目の教授を、それぞれ次の教科についての高等学校の教員の免許状を有する教員に担任させることはできるか。

(イ) 普通高校の電波科の「電波」 「理科」 免

(ロ) 工業高校の土木科の「工業土木」 「農業」 免 (農業土木専攻)

(ハ) 普通高校の保育科の「家庭関係」 「社会」 免

(ニ) 普通高校の保育科の「児童心理」 「家庭」 免

(ホ) 商業高校の商業科の「商業法規」 「商業」 免

A 事例の科目の授業を担当することができる免許状の教科は、(イ) 及び (ロ) については工業、(ハ) 及び (ニ) については家庭、(ホ) については商業と解される。

なお、事例のうち、(ニ) 又は (ホ) については、児童心理学又は商業関係法を専攻して、公民の教科についての高等学校の教員の免許状の授与を受けた教員に担当させることは差し支えない。

[教育職員免許法第3条第1項及び附則第2項関係]

◎科目的担任と所有免許状の関係

Q 高等学校の「情報処理」(教科・商業)の科目を担任する教員として数学又は理科若しくは家庭の免許所有者を発令することができるか。

(提案の趣旨)

平成7年度都道府県教育委員会免許事務担当者会議において、工業高校の「デザイン」の科目を担任する教員として美術の免許状所有者を発令することについて、次頁(※)の事例を参考した上で可能であるとの解釈が示されたが、提案の事例についても、数学についてはコンピュータ、理科については実験(コンピュータ活用を含む)、家庭については情報処理の単位を修得することが、それぞれの免許取得の必修要件になっていることから、「情報処理に関する科目的単位を修得して教員免許状の授与を受けた」場合に該当し、かつ「商業科の科目と類似した内容を持つ科目を担任する」場合であると考えられることから、工業高校の「デザイン」の科目を美術の免許状所有者に担任させる場合と同様に扱えるか否かを確認したいため。

なお、大阪府においては、高等学校の「情報処理」は商業の関係科目として開設されており、商業以外の免許状所有者に担任させる場合には、免許教科外教科担任許可か臨時免許状の授与により対応している。

A 第一義的には商業の免許状を有する者でなければならないが、他教科の科目と類似した内容を持つ科目を担任する場合に限り、その科目に相当する免許状を有する者をもって担任させることもできるものと解する。

ただし、①その科目に関する科目的単位を修得して教員免許状の授与を受けるか、又は、②それぞれの科目的属する分野を専攻して教員免許状の授与を受けた者であることを要する。本件の場合も、上記①又は②の要件に該当する者であれば、免許教科外教科担任の許可を行わなくても、「情報処理」の科目を担当させることもできると解する。

(※)

[教育職員免許法第3条第1項関係]

◎科目的担任と所有免許状の関係

Q 一 水産高校において「航海」、「運用」等の科目を教授する教員として商船の免許状所持者を発令することができるか。また、「水産機関」、「漁船機関」、「機関設計工作」、「舶用電機」、「無線通信」の科目を教授する教員として工業の免許状所持者を発令することはどうか。

二 農林高校において「農業機械」、「農林測量」、「森林土木」、「農業工作」等の科目を教授する教員として工業の免許状所持者を発令することができるか。

A それぞれの科目に関する科目的単位を修得して教員免許状の授与を受けるか、又は、それぞれの科目的属する分野を専攻して教員免許状の授与を受けた者であれば差し支えない。

16頁

〔教育職員免許法第3条関係〕

◎免許教科と相当科目

Q 次の科目的教授を、それぞれ次の教員免許状を有する教員に担任させができるか。

ア 商業の「情報処理」の科目及び工業の「情報技術」の科目 高等学校の「情報」の免許状

イ 商業の「商業デザイン」の科目 高等学校の「美術」の免許状

A ア 原則として、免許教科外教科担任の申請が必要である。なお、商業の「情報処理」の科目及び工業の「情報技術」の科目的内容が、情報の教科の内容と重なるものであれば、担任させることもできると解する。「情報」の免許状の場合 は、教科の特性として教科横断的な内容を含むなど特別な事情を有すると解する。

イ 免許教科外教科担任の申請が必要である。

各免許教科では、各々の教科ごとの目的を持って教育課程が編成されていることから、原則として、他教科の内容と一部重なりがあるとみなされることをもって、免許教科外の教科の担任ができるものではない。

17頁

〔教育職員免許法第3条関係〕

◎「商船」の免許状を取得した者を、「水産」の「船用機関」の授業を担当する教員に充てること

Q 水産大学校又は水産高校専攻科を卒業し海技士免許を取得した後、施行法第2条第20項の規定により、高等学校一種「商船」の免許状を取得した者を、水産高校の教科「水産」の「船用機関」の授業を担当する教員に充てることは可能か。

A 第一義的には水産の免許状を有する者でなければならないが、他教科の科目と類似した内容を持つ科目を担任する場合、

① その科目に関する科目的単位を修得して免許状の授与を受けた者

② その科目的属する分野を専攻して免許状の授与を受けた者

のいずれかである場合に限り、その科目に相当する免許状を有する者をもって担任させると解する。

このため、大学において、教科「水産」の「船用機関」に関する科目的単位を修得し、あるいはその分野を専攻し、「商船」の免許状を受けている場合、当該者を「水産」の「船用機関」の授業を担任する教員とすることができる。

当該事例の場合、この「単位の修得」又は「その分野の専攻」が、大学ではなく「水産大学校」又は「水産高校専攻科」で行われている。

教員養成は、大学における養成を原則としている。このため、水産高校専攻科での専攻をもってその科目の属する分野を専攻して免許状の授与を受けたものとみなすことはできない。

一方、水産大学校の場合、学校教育法に規定する大学ではないが、当該大学校を修了した者には大学院入学資格が認められているなど、大学に相当するものとみなされているところである。このため、水産大学校での専攻をもって、その科目の属する分野を専攻して教員免許状の授与を受けた者とみなし得るものと解する。

(2) 専科教員の実務経験

① 概要

別表第3により中学校教諭二種免許状を持つ者が中学校教諭一種免許状を取得しようとする場合、従来は、免許法第16条の5第1項の規定により小学校専科教員として勤務した年数を含めることができることとされていた。

しかし、別表第3の第3欄には、「第一欄に掲げる教員又は当該学校の主幹教諭（…）、指導教諭若しくは講師」と規定されていることから、5年の勤務経験は中学校教諭としての勤務経験であることが必要であり、その趣旨を明確にした。

② ハンドブックの問の修正

(P. 370下段)

[教育職員免許法別表第3備考第7号及び施行規則第68条関係]

◎専科教員の実務経験

変更後	変更前
Q 中二種免（音楽）及び小二種免を所有し、中学校教諭として採用された者が、小学校専科教員（音楽）として3年間勤務した場合、その在職年数は、中一種免（音楽）の授与を受けるための在職年数になるのか。	Q 中二種免（音楽）及び小二種免を所有し、中学校教諭として採用された者が、小学校専科教員（音楽）として3年間勤務した場合、その在職年数は、中一種免（音楽）の授与を受けるための在職年数になるのか。
A 別表第3の第3欄には、「第一欄に掲げる教員」と規定されているため、中一種免に上申しようとしている場合には、 <u>中学校教諭としての勤務経験が必要になる</u> 。このため、小学校専科教員とし	A 別表第3備考第7号及び施行規則第68条の規定により、貴見解のとおり。

ての在職年数を、中二種免を中一種免
に上申するための最低在職年数に算入
することはできない。

II. 教育職員免許法施行規則関係

(1) 教職員検定又は教員資格認定試験により小学校教諭二種免許状を有する者が別表第1により小学校教諭一種免許状を取得する場合の「各教科の指導法」の内訳

① 概要

教育職員検定又は教員資格認定試験により、小学校教諭二種免許状を有する者が別表第1により小学校教諭一種免許状を取得する場合、施行規則第10条の6第1項及び第2項の規定により、施行規則第6条に規定する一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得することとなる。その場合、「教育課程及び指導法に関する科目」については8単位取得することとなるが、従来、その内訳については特に制限は無いとしていたところである。

しかし、施行規則第6条の表備考第4号及び第5号には、各教科の指導法及び道徳の指導法の単位の内訳が、一種免許状及び二種免許状それぞれについて規定されており、施行規則第10条の6第1項及び第2項が適用される場合には、その差の単位を修得することが適当であると考えられる。このため、「教育課程及び指導法に関する科目 8単位の内訳については、9教科のうちいづれかの3教科について各2単位以上を、「道徳の指導法」については1単位以上を修得することが望ましいこととした。

② ハンドブックの問の変更

(変更前P. 514・変更後P. 513下段)

[教育職員免許法施行規則第6条及び第10条の6関係]

◎教員資格認定試験により二種免許状を取得した者等の一種免許状取得の際の要修得単位

変更後	変更前
Q 教職員検定又は教員資格認定試験により、小二種免を有する者が、別表第1により小一種免を取得する場合、「各教科の指導法」については全教科の指導法について各2単位以上を、「道徳の指導法」については1単位以上を修得する必要があるか。	Q 教職員検定又は教員資格認定試験により、小二種免を有する者が、別表第1により小一種免を取得する場合、「各教科の指導法」については全教科の指導法について各2単位以上を、「道徳の指導法」については1単位以上を修得する必要があるか。
A この場合、別表第1の規定により小一種免の授与を受けようとするときの教職に関する科目の単位の修得方法は、	A この場合、別表第1の規定により小一種免の授与を受けようとするときの教職に関する科目の単位の修得方法は、

施行規則第10条の6第2項により、施行規則第6条に規定する小一種免に係る各科目的単位数から小二種免に係る各科目的単位数を差し引いた単位数について修得することになる。

よって、施行規則第6条第1項の表の第4欄の「教育課程及び指導法に関する科目」において修得すべき単位数は8単位であり、「各教科の指導法」については9教科のうちいずれかの3教科について各2単位以上を、「道徳の指導法」については1単位以上修得すべきと解する。

施行規則第10条の6第2項により、施行規則第6条に規定する小一種免に係る各科目的単位数から小二種免に係る各科目的単位数を差し引いた単位数について修得することになる。

よって、施行規則第6条第1項の表の第4欄の「教育課程及び指導法に関する科目」において修得すべき単位数は8単位である。

なお、「8単位」の内訳は、法令上、特段の定めがないため、以下の事項を全て網羅することを要しない。

(事項)

- ・教育課程の意義及び編成の方法
- ・各教科の指導法
- ・道徳の指導法
- ・特別活動の指導法
- ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）

(2) 教育実習の取扱い

① 概要

中学校教諭の免許状を取得するための教育実習の単位は、取得しようとする免許教科の認定を受けた課程の単位しか認められないと回答となっていたが、教職に関する科目は各教科の指導法以外は他の免許教科の認定を受けた課程で取得したものであっても使用できるという解釈が従来からなされているところである。

このため、教育実習の単位についても、他の免許教科の認定を受けた課程で取得したものを見てることも可能であることとした。ただし、対応する教科の教育実習の単位を修得することが望ましいこととした。

(※ ただし、「教職に関する科目は各教科の指導法以外は他の免許教科の認定を受けた課程で取得したものであっても使用できる」ことについては、必ずしも法令上の根拠が明確ではないため、今後考え方を整理する予定である。)

② ハンドブックの問の修正

(変更前P. 522・変更後521下段)

[教育職員免許法施行規則第6条第1項表]

◎教育実習の取扱い

変更後	変更前
<p>Q 中一種免（理科）の認定課程を有するA大学卒業者が、中一種免（理科）を取得するため、国語及び社会の認定課程を有するB大学において不足単位の教育実習2単位を修得した場合、この単位を使用して中一種免（理科）を授与できるか。</p> <p>A <u>授与することはできるが、対応する教科の教育実習の単位を修得することが望ましい。</u></p>	<p>Q 中一種免（理科）の認定課程を有するA大学卒業者が、中一種免（理科）を取得するため、国語及び社会の認定課程を有するB大学において不足単位の教育実習2単位を修得した場合、この単位を使用して中一種免（理科）を授与できるか。</p> <p>A <u>授与できない。</u> <u>中一種免（理科）の認定課程における単位ではないため。</u></p>

(3) 理容師免許の失効と海技免許の失効が教員免許状の効力に与える影響の違い

① 概要

従来は、免許法施行規則第64条第1項第3号において「理容」の教科の普通免許状の授与要件と規定されている「理容師免許」が、理容師法の規定により取り消された場合、「理容」の教員免許状も失効すると解釈されていた。

しかし、「理容師免許」の所持は「理容」の教員免許状の授与の際の要件に過ぎないため、後発的な取消事由により「理容師免許」が取り消されたとしても「理容」の教員免許状は失効しないこととする。

② ハンドブックの問の修正

(P. 630上段)

[教育職員免許法施行規則第64条第1項関係]

◎理容師免許の失効と海技免許の失効が教員免許状の効力に与える影響の違い

変更後	変更前
<p>Q 特別支援学校の自立教科免（理容）は、基礎免許である理容師（又は美容師）の免許が、理容師（又は美容師）法第10条に該当し取消された場合には、<u>特別支援学校の自立教科免（理容）が失効するのか。</u></p> <p>一方、免許法施行法第2条第1項第20の4号の教員免許状は、海技免状（有効期間5年、更新を要する。）が基礎である</p>	<p>Q 特別支援学校の自立教科免（理容）は、基礎免許である理容師（又は美容師）の免許が、理容師（又は美容師）法第10条に該当し取消された場合には、<u>基礎資格が喪失することになり、当該効力を失うとされる。</u></p> <p>一方、免許法施行法第2条第1項第20の4号の教員免許状は、海技免状（有効期間5年、更新を要する。）が基礎であ</p>

が、当該海技免状が失効した場合はどうか。

A 特別支援学校の自立教科免（理容）の基礎となる理容師（又は美容師）の免許は、特別支援学校の自立教科免（理容）の授与要件に過ぎないため、免許状の授与後に理容師（又は美容師）の免許が取り消されても、特別支援学校の自立教科免（理容）は失効しない。

同様に、免許法施行法第2条第1項20の4の教員免許状の基礎となる海技免状が失効しても、教員免許状は失効しない。

るが、その後効力を失っても、教員免許状には影響がないとされる。

その解釈の相違点はどこにあるのか。

A 特別支援学校自立教科免（理容）に
関しては、施行規則第64条第1項において「……理容師免許及び美容師免許のいずれも有しない者」には、授与しない旨規定しているが、この規定は、
法第5条の成年被後見人及び被保佐人などの教員免許状を授与しない旨の規定と同様の規定となっている。

教員免許状授与後に成年被後見人又は被保佐人などになった者については、教員免許状失効の明文の規定（法第10条）があるのに対し、特別支援学校自立教科免（理容）については、明文の規定はないが、同趣旨と解すべきであり、理容師又は美容師の免許が取り消された場合には、教員免許状は失効するものと解される。

一方、教育職員免許法施行法第2条第1項第20の4号の教員免許状授与の基礎となる海技免状については、教員免許状授与の際の知識・技術の判定の要件であり、有効な授与があった後に有効期間満了などにより海技免状が失効しても教員免許状の効力には影響がないものである。

(参考) 平成22年におけるその他の変更点
(※ 単なる文言修正については除く)

(1) 特別活動の指導と免許状

特別非常勤講師は特別活動を担当できないため、ただし書を削除（ただし、小学校においてクラブ活動を担当することは可能である）。

(P. 5 下段)

[教育職員免許法第3条第1項関係]

◎特別活動の指導と免許状

変更後	変更前
Q 中学校又は高等学校において特別活動を担任する者も、教員の免許状を必要とするか。	Q 中学校又は高等学校において特別活動を担任する者も、教員の免許状を必要とするか。
A 中学校又は高等学校において特別活動についての指導を担任する者は、中学校又は高等学校の教員の免許状を必要とする。	A 中学校又は高等学校において特別活動についての指導を担任する者は、中学校又は高等学校の教員の免許状を必要とする。ただし、 <u>特別活動のうち、クラブ活動の指導にあたる者が法第3条の2に定める特別非常勤講師である場合には各相当学校の教員の相当免許状を有しなくともよい。</u>

(2) 養護教諭の保健の担任と免許状の関係

附則第15項により養護教諭が保健の教科の教授を担任することは可能であり、回答の意義が無いため問を削除。

※ 以下の問を削除

(P. 11)

[教育職員免許法第3条第1項関係]

◎養護教諭の保健の担任と免許状の関係

Q 保健の教科についての普通免許状を有しない養護教諭に、学校運営の都合上、保健の教科の教授を担任させる必要が生じた場合には、次のいずれによるべきか。

(イ) 保健の教科についての臨時免許状を取得させ、講師または助教諭に兼務発令する。

(ロ) 保健の教科についての臨時免許状を取得させ、養護教諭のまま担任させ

る。

(八) 免許法附則第2項による許可を受けさせて、担任させる。

A (イ) によることが適当である。

(3) 高一種免所有者の中学部担任に必要な免許状

回答を明確にするため修正。

(変更前P. 19・変更後P. 17下段)

[教育職員免許法第3条第3項関係]

◎高一種免所有者の中学部担任に必要な免許状

変更後	変更前
<p>Q 高一種免のみを所有し特別支援学校高等部を担当している教諭が、特別支援学校中学部の授業を担当するには、中学校助教諭免許状及び特別支援学校助教諭免許状の両方が必要と解するがどうか。</p> <p>A 御見解のとおり。<u>（附則第16項は、各部に相当する教諭の免許状を有する者にのみ適用される規定であり、助教諭免許状のみを有する者には適用されないため。）。</u></p>	<p>Q 高一種免のみを所有し特別支援学校高等部を担当している教諭が、特別支援学校中学部の授業を担当するには、中学校助教諭免許状及び特別支援学校助教諭免許状の両方が必要と解するがどうか。</p> <p>A 御見解のとおり。</p>

(4) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部木材工芸科の授業担任に必要な免許状

回答を明確にするために修正。

(変更前P. 22・変更後P. 20上段)

[教育職員免許法第3条第3項関係]

◎聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部木材工芸科の授業担任に必要な免許状

変更後	変更前
<p>Q 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の木材工芸科で専ら家具製作を中心とする授業を担任する講師は、特殊技芸（工芸）の自</p>	<p>Q 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部の木材工芸科で専ら家具製作を中心とする授業を担任する講師は、特殊技芸（工芸）の</p>

立教科の教員の免許状を有する者でなければならぬか。	自立教科の教員の免許状を有する者でなければならぬか。
A 「木材工芸」は、工業若しくは工業実習の教科についての高等学校の教員の免許状（この場合、原則として特別支援学校教諭の免許状も必要であるが、附則第16条を適用する場合は不要）又は工芸についての特別支援学校の自立教科の教員の免許状を有する者が担当することができる。	A 「木材工芸」は、工業若しくは工業実習の教科についての高等学校の教員の免許状又は工芸についての特別支援学校の自立教科の教員の免許状を有する者が担当することができる。

(5) 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部理容科の授業担任免許状に必要な免許状

聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部理容科の授業担任のためには、特別支援学校「自立教科」助教諭の臨時免許状を授与する必要ではなく、特別支援学校助教諭の臨時免許状で足りるため、質問を修正。

(変更前P. 23・変更後P. 20下段)

[教育職員免許法第三条第三項関係]

◎聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部理容科の授業担任免許状に必要な免許状

変更後	変更前
<p>Q 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部理容科における「伝染病・公衆衛生」及び「皮膚科学」の科目の授業を担任する講師に授与する臨時免許状について、下記の（1）又は（2）により取り扱ってさしつかえないか。</p> <p>（1）特別支援学校自立教科助教諭（理容）の臨時免許状を授与する。</p> <p>（2）高等学校助教諭（保健）の臨時免許状及び特別支援学校助教諭の臨時免許状を授与する。</p>	<p>Q 聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部理容科における「伝染病・公衆衛生」及び「皮膚科学」の科目の授業を担任する講師に授与する臨時免許状について、下記の（1）又は（2）により取り扱ってさしつかえないか。</p> <p>（1）特別支援学校自立教科助教諭（理容）の臨時免許状を授与する。</p> <p>（2）高等学校助教諭（保健）の臨時免許状及び特別支援学校自立教科助教諭の臨時免許状を授与する。</p>
<p>A （1）又は（2）により取り扱ってさしつかえない。</p>	<p>A （1）又は（2）により取り扱ってさしつかえない。</p>

(6) 免許状を有する者による特別非常勤講師

実習助手は単独で授業はできないため、「(実習助手として任用など)」という文言を削除。

(変更前P. 30・変更後P. 27下段)

[教育職員免許法第3条の2関係]

◎免許状を有する者による特別非常勤講師

変更後	変更前
Q 学校栄養職員が、教科の一部の領域として、食に関する指導を行う場合、免許状を要しない特別非常勤講師の届出により行っているが、当該学校栄養職員が、指導を行う学校種・該当教科の普通免許状を有している場合、届出が必要か。	Q 学校栄養職員が、教科の一部の領域として、食に関する指導を行う場合、免許状を要しない特別非常勤講師の届出により行っているが、当該学校栄養職員が、指導を行う学校種・該当教科の普通免許状を有している場合、届出が必要か。
A 相当免許状を有していれば、特別非常勤講師の届出を行う必要はないが、講師等として任用する必要がある。	A 相当免許状を有していれば、特別非常勤講師の届出を行う必要はないが、講師等として任用 <u>(実習助手として任用など)</u> する必要がある。

(7) 中二種免をもとにした高一種免の取得方法

施行規則第10条の7第1項の規定を根拠にして回答を修正。

(P. 268下段)

[教育職員免許法別表第1関係]

◎中二種免をもとにした高一種免の取得方法

変更後	変更前
Q 短期大学において、中二種免（英語）を取得した者が、中一種免及び高一種免（英語）の課程認定のある大学において、高一種免（英語）を取得する場合には、教科に関する科目及び教職に関する科目をそれぞれ何単位修得しなければならないのか。	Q 短期大学において、中二種免（英語）を取得した者が、中一種免及び高一種免（英語）の課程認定のある大学において、高一種免（英語）を取得する場合には、教科に関する科目及び教職に関する科目をそれぞれ何単位修得しなければならないのか。

<p>A 中二種免を有する者が、法別表第1の規定により、中一種免の授与を受けようとする場合には、免許法施行規則第10条の6の規定により、二種免許状に係る教科に関する科目及び教職に関する科目的単位数は、既に修得したものとみなされる。</p> <p>一方、短期大学において中二種免を取得し、その後、<u>高一種免について教職課程の認定のある大学に編入学した者</u>については、編入学後の大学が認める場合には、免許法施行規則第10条の7第1項の規定の適用により、法別表第1に規定する中二種免に係る教科に関する科目及び教職に関する科目的単位数（各10単位、21単位）を限度として、<u>高一種免を取得するために修得することを要する科目的単位として当該大学が認める単位数を、高一種免に係る教科に関する科目及び教職に関する科目的単位とすることが可能である。</u></p>	<p>A 中二種免を有する者が、法別表第1の規定により、中一種免の授与を受けようとする場合には、免許法施行規則第10条の6の規定により、二種免許状に係る教科に関する科目及び教職に関する科目的単位数は、既に修得したものとみなされる。</p> <p>一方、短期大学において中二種免を取得し、その後、<u>同一教科の中一種免及び高一種免の双方について教職課程の認定のある大学に編入学した者</u>については、①編入学後の大学における中一種免及び高一種免に係る開設科目が同一である場合において、②法別表第1に規定する中二種免に係る教科に関する科目及び教職に関する科目的単位数（各10単位、21単位）を限度として、<u>高一種免を取得するために修得することを要する科目的単位として当該大学が認める単位数を、高一種免に係る教科に関する科目及び教職に関する科目的単位とすることができます。</u></p>
---	---

(8) 中学校教諭の課程認定を有する短期大学から中学校・高等学校教諭の課程認定を有する4年制大学に編入学した場合の単位の流用

中二種免（家庭）の認定課程を有する短期大学において修得した単位は、高一種免（家庭）の授与を受けるために修得しなければならない単位として使用することができないと回答していたが、施行規則第10条の7第1項の規定を適用できれば使用が可能となるため、回答を修正。

(P. 276 下段)

[教育職員免許法別表第1関係]

◎中学校の課程認定を有する短期大学から中・高の課程認定を有する四大に編入学した場合の単位の流用

変更後	変更前
Q A 短期大学において、中二種免（家庭）を取得した者が、中一種免及び高一種	Q A 短期大学において、中二種免（家庭）を取得した者が、中一種免及び高一種

<p>免（家庭）の課程認定のあるB大学に編入学をして、高一種免（家庭）を取得する場合に、B大学が編入学時に卒業単位として認定したA短期大学の中二種免（家庭）に係る教科に関する科目4単位を、高一種免（家庭）に係る教科に関する科目的単位として使用できるか。</p> <p>A <u>短期大学において中二種免を取得し、その後、高一種免の教職課程の認定のある大学に編入学した者については、免許法施行規則第10条の7第1項の規定の適用により、法別表第1に規定する中二種免に係る教科に関する科目及び教職に関する科目的単位数（各10単位、21単位）を限度として、高一種免を取得するために修得することを要する科目的単位として当該大学が認める単位数を、高一種免に係る教科に関する科目及び教職に関する科目的単位とすることができる。</u></p>	<p>免（家庭）の課程認定のあるB大学に編入学をして、高一種免（家庭）を取得する場合に、B大学が編入学時に卒業単位として認定したA短期大学の中二種免（家庭）に係る教科に関する科目4単位を、高一種免（家庭）に係る教科に関する科目的単位として使用できるか。</p> <p>A <u>本事例の場合、原則として、中二種免（家庭）の認定課程を有する短期大学において修得した単位は、高一種免（家庭）の授与を受けるために修得しなければならない単位として使用することができない。</u></p>
---	---

(9) 教職に関する科目的単位と課程認定

回答を補足。

(P. 294 下段)

[教育職員免許法別表第1備考第5号関係]

◎教職に関する科目的単位と課程認定

変更後	変更前
<p>Q 中二種免について課程認定のある短期大学を卒業した者が、小一種免について課程認定のある大学に編入学して小二種免の授与を受けようとする場合に、短期大学において修得した教職に関する科目的一部（教育原理、教育心理学等）を使用することができるか。</p>	<p>Q 中二種免について課程認定のある短期大学を卒業した者が、小一種免について課程認定のある大学に編入学して小二種免の授与を受けようとする場合に、短期大学において修得した教職に関する科目的一部（教育原理、教育心理学等）を使用することができるか。</p>

A 小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合に必要とされる教職に関する科目的単位は、当該免許状について課程の認定を受けている大学において修得したものでなければならない。 <u>ただし、施行規則第6条の表備考第12号の規定の範囲内で流用することは可能である。</u>	A 小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合に必要とされる教職に関する科目的単位は、当該免許状について課程の認定を受けている大学において修得したものでなければならない。
--	--

(10) 在職年数の算定

回答の趣旨を明確化。

(P. 453上段)

[教育職員免許法別表第7関係]

◎在職年数の算定

変更後	変更前
Q 免許法別表第7の規定により特支ニ種免を取得する場合、中一種免を有する者が、小臨免及び特支臨免の授与を受けて、「特別支援学校の小学部で常勤講師」として勤務した期間は、免許法別表第7に掲げる特支ニ種免授与のための最低在職年数に通算できるか。	Q 免許法別表第7の規定により特支ニ種免を取得する場合、中一種免を有する者が、小臨免及び特支臨免の授与を受けて、「特別支援学校の小学部で常勤講師」として勤務した期間は、免許法別表第7に掲げる特支ニ種免授与のための最低在職年数に通算できるか。
A <u>中一種免を取得した後の勤務年数であれば通算することができるが、中一種免を取得する前の勤務年数であれば通算できない。</u>	A <u>通算できない。</u>

(P. 453下段)

[教育職員免許法別表第7関係]

◎在職年数の算定

変更後	変更前
Q 免許法別表第7の規定により、特支ニ種免を取得する場合、中一種免を有している者が、小臨免により「小学校の助教諭として3年間勤務」し、その間に特支ニ種免取得に必要な所定の単位を	Q 免許法別表第7の規定により、特支ニ種免を取得する場合、中一種免を有している者が、小臨免により「小学校の助教諭として3年間勤務」し、その間に特支ニ種免取得に必要な所定の単位を

<p>修得した場合には、特支二種免を授与することができるか。</p> <p>A <u>特支二種免を取得するために必要な免許状は、教諭の普通免許状であることから、中一種免を取得した後に「小学校の助教諭として3年間勤務」したのであれば特支二種免を授与することができるが、中一種免を取得する前に「小学校の助教諭として3年間勤務」したのであれば、小臨免を前提として特支二種免を授与することはできない。</u></p>	<p>修得した場合には、特支二種免を授与することができるか。</p> <p>A <u>特支二種免を取得するために必要な免許状は、教諭の普通免許状であることから、小臨免を前提として特支二種免を授与することはできない。</u></p>
--	---

(11) 単位の流用

回答を明確化。

(P. 562)

[教育職員免許法施行規則第6条第1項表備考第13号及び第10条の7第1項関係]

◎単位の流用

変更後	変更前
<p>Q A短大を卒業して、中二種免（英語）を取得した者が、B大学の3年次に編入学し、高一種免（英語）の取得を希望している。</p> <p>B大学では、編入学に際して、A短大で取得した「教職に関する科目」の単位は認定せず、「教科に関する科目」の単位は認定している。</p> <p>この場合、B大学は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職に関する科目」は、施行規則第6条第1項表備考第13号により、規定の単位まで、中二種免取得時の単位を流用する。 ・「教科に関する科目」は、施行規則第10条の7第1項により、B大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含める。 	<p>Q A短大を卒業して、中二種免（英語）を取得した者が、B大学の3年次に編入学し、高一種免（英語）の取得を希望している。</p> <p>B大学では、編入学に際して、A短大で取得した「教職に関する科目」の単位は認定せず、「教科に関する科目」の単位は認定している。</p> <p>この場合、B大学は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教職に関する科目」は、施行規則第6条第1項表備考第13号により、規定の単位まで、中二種免取得時の単位を流用する。 ・「教科に関する科目」は、施行規則第10条の7第1項により、B大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含める。

この両方の取扱を同時に適用してよ
いか。

また、編入学に際して、教科に関する科目、教職に関する科目とともに、B大学が認定することも可能か。

A 前段 両方の取扱を同時に適用できる。

後段 可能である。施行規則第10条の7の規定により、認定課程を有する大学が、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含める場合には、教科に関する科目や教職に関する科目の如何を問わず（各教科の指導法を除く。）、認定課程を有する他の大学において修得した科目の単位を含めることができる。

この両方の取扱を同時に適用してよ
いか。

また、編入学に際して、教科に関する科目、教職に関する科目とともに、B大学が認定している場合にも、上記の取扱いが可能か。

A 前段 両方の取扱を同時に適用できる。

後段 可能である。施行規則第10条の7の規定により、認定課程を有する大学が、当該大学が有する認定課程に係る免許状の授与を受けるための科目の単位に含める場合には、教科に関する科目や教職に関する科目の如何を問わず、認定課程を有する他の大学において修得した科目の単位を含めることができる。

